

介護保険負担限度額特例減額措置について

介護保険負担限度額認定申請をし、本人または配偶者が住民税を課税されているため非該当となった方で、下記の条件を満たす場合は、申請により居住費・食費の負担が軽減される制度があります。

○対象となる方(次の要件をすべて満たす方)

- ① 市町村民税者がいる世帯で2人以上の世帯
- ② 介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設の入所者
※ショートステイは対象となりません
- ③ 世帯の年間収入金額から施設の利用者負担額の年間見込額を除いた額が80万円以下
※施設入所に当たり世帯分離をした場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。
- ④ 世帯及び配偶者の現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 世帯がその居住の用に供する家屋その他生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯および配偶者が介護保険料を滞納していない

○特例減額措置の内容

上記対象要件③に該当しなくなるまで、居住費または食費のいずれか、あるいは両方について負担第3段階②の負担限度額を適用とする。

○申請に必要な書類

- ① 介護保険負担限度額認定申請書(特例減額)
- ② 収入を証明する書類のコピー(収入が公的年金のみの場合は不要)
- ③ 預貯金等が確認できる通帳(世帯全員分、配偶者)の写し
- ④ 入所している介護保険施設の施設利用料、食費・居住費について記載されている契約書などのコピー
- ⑤ 固定資産税課税台帳記載事項証明書(資産のない方は資産証明書)
税務課で取得してください。※1通あたり300円程度かかります。
※本人、同一世帯員以外の方が申請する場合は委任状が必要となります。

詳細については、大田市役所 介護保険課担当までご相談ください。